財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

外国有価証券グレタイ売買の審査作業手続

第一章　総　則

一、本作業手続は外国有価証券グレタイ売買審査準則（以下、外国審査準則）第3条の規定に従い制定された。

二、本センターは、法令の関連規定及び本作業手続に従い、外国発行者による外国有価証券グレタイ売買申請の審査を行う。

三、外国発行者及びその委託代理機構または預託機構は、グレタイ売買市場株式第一上場、グレタイ売買市場第二上場、台湾預託証券及び債券のグレタイ売買を申請する際に、グレタイ売買申請書を作成し、申請書に記載の必要書類と共に本センターへ提出する。本センターの外国審査準則第4条第④項、第24条第④項、第27条第③項の規定に従いグレタイ売買市場上場を申請する場合には、経済部工業局（以下、工業局）「科学技術事業に属し、並びに製品又は技術が成功に開発された市場性があるという意見書の作成受託作業要点」に従い関連書類を提示し、評価意見書の発行を本センターへ申請し、またその副本及び関連書類のコピーを工業局へ提出する必要がある。本センターの申請案担当部門がそれを受理した、通達にて意見の表示を工業局へ要請する必要がある。本センターが工業局から評価意見を取得した後、評価意見書を申請会社へ発行する。申請会社は上記工業局の評価意見に係る通達の発行日から1年内にグレタイ売買を申請する必要がある。期限を超過した場合、本センターへ改めて申請を提出しなければならない。

三の一、外国発行者は本センターの外国有価証券グレタイ売買審査準則第4条の規定に基づき、株式第一上場を申請する前に、中国大陸地域の人民、法人、団体又はその他機関が直接又は間接に持分又は出資総額の30%を有する、又は統制能力を有する場合、外国発行者は先に特別案件許可申請書（付表一）を記入し、添付すべき書類と併せて本センターへ届け出る。その後、本センターから具体的な審査意見を主務機関へ提出する。主務機関がその特別案件の申請を許可した後、本センターに第一上場を申請することができる。外国発行者は、主務機関が許可を通達した日から3ヶ月以内に本センターに株式第一上場を申請しなければならない。期限を超過した場合、本センターに再申請しなければならない。中華民国の証券取引法の準用規定がその当該登録所在国の法令の強制規定に抵触する場合、外国発行者は本センターの外国有価証券グレタイ売買審査準則第4条の規定に基づき、株式第一上場を申請する前に、先に特別案件許可申請書（付表二）を記入し、添付すべき書類と併せて本センターへ届け出る。その後、本センターから具体的な審査意見を主務機関へ提出する。主務機関より当該登録所在国にある外国発行者が証券取引法の特定項目の準用免除される旨を公告した後、本センターは公告した内容に基づき通達を作成し当該外国発行者に通知する。

外国発行者の前項の特別案件の申請許可項目が、主務機関より公告した証券取引法の特定項目の準用免除に属する場合、本センターの審査により確定した後、当該外国発行者に通達で通知する。

第二章　グレタイ売買市場株式第一上場の申請

第一節　審査要点

四、「グレタイ売買市場株式上場審査表」（添付一）及び関連証明書類を基に、申請会社の外国審査準則第4条に規定されているグレタイ売買市場上場条件に該当しているか否かについて審査する。投資持株会社に属する場合には、「投資持株会社申請条件審査表」（添付二）及び関連書類を基に、外国審査準則第20条に規定されている投資持株会社のグレタイ売買市場上場条件に該当しているか否かについて審査する。

②作成された「持分分布及び保管承諾審査表」（添付三）を基に、申請会社の持分分布状況及び保管承諾について以下の規定に該当しているか否かを審査する。

（一）申請会社の予定売出委託株式の比率は本センターの規定に該当しているか。

（二）申請会社の持分分布状況は外国審査準則第4条に規定されている基準に適合しているか。適合していない場合、申請会社はグレタイ売買市場上場前に持分の分布基準に達成することを承諾しているか。

（三）取締役、監査役及び会社の発行済株式の10%以上を保有する株主のロックアップされるべき株式の比率及び関連承諾事項は本センターの規定に該当しているか。

③申請会社が中華民国の弁護士を通じて作成した「法律事項調査表」（添付四）に基づき、以下の事項を確認する。

（一）登記所在地の法令により株主総会の開催場所、可決制度又はその他株主の権利の行使が制限されている場合には、申請会社の株主の権利行使に影響を与えるか。影響がある場合、申請会社は中華民国国内の株主の権利行使を保護する措置について説明し、また弁護士により当措置の評価が行われる。

（二）申請会社は会社定款又は組織の書類において株主の権利行使を保護する具体的な内容を明記する。

（三）申請会社は、グレタイ売買市場上場年度及びその以降の2会計年度内に、主幹事証券会社を継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者グレタイ売買市場株式第一上場契約の適用に関する指導を受けているか。

五、申請会社の外国審査準則第9条第①項各号の事情に該当しているか否かについて審査する際に、推薦証券会社による「外国審査準則第9条第①項各号事情審査表」（添付五）における審査手続及び評価結果を確認する必要がある。推薦証券会社による以下の手続に基づく評価が行われるか否かについて調査する。

（一）証券取引法第156条第①項第一号～第三号の事情の有無：

１．推薦証券会社は、弁護士から法律意見書を取得し、申請会社の取締役会及び株主総会の記録、財務諸表及び帳簿資料のレビューを行い、申請会社が訴訟事件又は非訴訟事件により会社解散又は組織、資本、業務計画及び財務状況の変動又は生産停止をきたし、市場秩序又は公共利益に損害を与える可能性の有無について評価する必要がある。

２．推薦証券会社は、弁護士から法律意見書を取得し、申請会社の取締役会及び株主総会の記録及び財務諸表のレビューを行い、申請会社が重大な災害、重要な契約、特殊事故の発生により業務計画の重要内容の変更又は手形不渡りをきたし、財務状況に重大な変動が生じ、市場秩序又は公共利益に損害を与える可能性の有無について評価する必要がある。

３．推薦証券会社は、弁護士から法律意見書を取得し、申請会社が虚偽又は違法によりその証券価格に影響を与え、市場秩序又は公共利益に損害をもたらす可能性の有無について評価する必要がある。

(二)財務又は業務は独立しているか。

１．推薦証券会社は、申請会社の資金が非金融機構に過大集中するか、又は他人と共同で借入金限度額を使用し明確に区分できないかについての評価結果が十分であるかどうかについて評価審査手続を実施する必要がある。

２．推薦証券会社は、弁護士から法律意見書を取得し、申請会社の他人との経営に重大な制限があるかどうか、又は不合理な契約の有無について評価する必要がある。

（三）申請時に未改善の重大な非独立企業間取引の有無

１．推薦証券会社は、前十位の販売対象顧客及び前十位の仕入先の基本資料及び取引条件を取得し、直近２年度と申請年度における申請会社の主要製品の販売対象及び価格の変動、並びに主要原料の仕入先及び価格の変動を分析し、申請会社の仕入・販売取引に一般取引と相当しない、又は不合理の事情の有無について判明する必要がある。

２．推薦証券会社は、重大な取引金額又は関係会社との特殊性質の取引に対する関連評価手続（同業との取引比較、及び申請会社と非関係会社との取引比較を含む）を行い、取引の必要性、決裁過程の合法性、価格及び代金の支払・回収の合理性を確認する必要がある。

３．推薦証券会社は、金額が重大である関係会社債務が回収期限を超過したか否かを確認し、期限超過の原因及び重大な異常事情の有無を調査する必要がある。

４．申請会社が関係会社、株主又は関係者との間に多額の資金を流通している場合、推薦証券会社はその原因、利率及び利息の支払・受取に重大な異常事情の有無を調査する必要がある。

（四）会社又は申請時の取締役、監査役、総経理又は実質責任者の直近3年間における誠実信用原則に違反する行為の有無について、推薦証券会社は弁護士による法的意見書を取得し、その他必要な評価・審査手続を採用する必要がある。

（五）申請会社の取締役会又は監査役は独立して職務を実行しているか。

１．推薦証券会社は、取得した関連資料に基づき、申請会社が以下の規定に該当しているか否かについて裏付ける。

（1）申請会社の取締役会のメンバー数は最低５席とし、そのうち、独立取締役の席数は２席以上、また最低1名の独立取締役が中華民国に戸籍を有する必要がある。

（2）申請会社は監査委員会（Audit Committee）又は監査役を設置する必要がある。監査委員会（Audit Committee）は独立取締役全員により構成され、その人数は最低3名とし、そのうちの1名は招集者とする。監査役の人数は最低3名とする。

（3）申請会社の半数以上の取締役、最低1席以上の監査役は外国審査準則第14条第①項第三号に列挙されている関係を有しない。

（4）申請会社の取締役及び監査役は同一の法人に兼任させることができない。また、最低1席以上は外国審査準則第14条第①項第三号に列挙されている関係を有しない。

２．推薦証券会社は、「公開会社独立取締役の設置及び遵守事項に関わる細則」の規定に従い、独立取締役の実質的独立性要件を個別に評価する必要がある。

３．独立取締役の研修に関わる証明書類の取得

（六）経営する事業が重大な衰退の有無

1．推薦証券会社は関連資料を取得し、同業者でのサンプリングの合理性を裏付け、同業者の産業における地位を理解しなければならない。また、申請会社の直近1会計年度及びグレタイ売買市場上場を申請する会計年度の売上高、営業利益、税引前純利益を同業者と比較し重大な衰退の有無を確認する。

2．推薦証券会社は申請会社の直近3会計年度の売上高、営業利益及び税引前純利益の変化の原因を確認する必要がある。連続してマイナス成長の状況がある場合、推薦証券会社は申請会社の改善計画を取得し、その実行の可能性・合理性及びその改善効果を評価する必要がする。

3．推薦証券会社は関連産業研究報告又は専門家の意見などの証明資料を取得し、申請会社の製品又は技術が旧モデルになったか否か、また将来の発展性について評価する。申請会社の製品又は技術が旧モデルになった場合、改善計画を取得し改善計画の実行可能性及び合理性を評価する必要がある。投資持株会社がグレタイ売買市場上場を申請する場合、推薦証券会社は、各被持株会社に対し前項第（一）～（四）の手続を行う必要がある。審査の結果、申請会社が外国審査準則第9条第①項各号の事情に該当している場合、本センターは意見を提出し、審査報告書及び審査調書にその内容を明記する必要がある。

七、会計士による監査作業を審査する際に、会計士により作成された「会計士監査作業レビュー表」（添付六）のレビューを行い、以下の事項に留意する必要がある。

（一）申請会社が直近2年度及び申請年度に作成した財務諸表は、主務機関により公開会社財務諸表の監査認証の実施が認められた公認会計士2名により作成された監査報告書、又は上記の公認会計士と提携関係のある監査法人による監査を受け、中華民国の公認会計士により作成された監査報告書が必要である。

（二）申請会社の監査担当公認会計士が直近2年度又は申請年度に以下のいずれかの事情に該当する場合、申請会社は直近2年度及び申請年度の財務諸表の監査をその他の公認会計士に委託する必要がある。

１．主務機関による処罰、又は証券取引法第37条第③項に基づく処分を受けている場合。但し、その処罰又は処分が警告又は戒告であり、その発生原因がグレタイ売買市場上場申請日から5年以上を経てた場合には、これに限らない。

２．本センター及び台湾証券取引所が「株式のグレタイ売買市場上場申請案件に対する監査担当会計士の監査における不備の処理細則」及び「株式の上場初回申請案件に対する監査担当会計士の監査における不備の処理細則」の規定に従い、申請会社のグレタイ売買市場上場申請前の直近1年内に不備と記された回数が合計２回以上である場合。

（三）監査報告書に、外国発行者の採用する会計方針、当会計方針と中華民国の一般に公正妥当と認められる会計基準との差異及び注記、並びに中華民国会計士財務監査報告書監査規則及び一般に公正妥当と認められる監査準則に基づき監査を行う旨を明記する必要がある。

（四）監査担当会計士はその他の会計士による監査作業を記入しない監査報告書を提出する必要がある。

（五）監査担当会計士は無限定適正意見以外の監査報告書を提出する際に、その事実及び理由を理解する必要がある。

（六）直近２年度及び申請年度において監査担当会計士を変更する際に、その事実及び理由を理解する必要がある。

②監査担当会計士が提出した中間財務レビュー報告書は前項の規定に適合しなければならない。

八、申請会社の直近２年度及び申請年度の財務諸表について以下の事項に留意し再確認する必要がある。

（一）財務諸表は新台幣を単位とし、中国語により作成される。

（二）財務諸表は貸借対照表、損益計算書、資本勘定計算書、キャッシュフロー計算書及び注記など項目が含まれ、会計士による監査又はレビューを受ける。

（三）財務諸表に代表取締役、支配人及び会計主務による署名又は捺印が必要である。

（四）上記財務諸表は取締役会から承認を得る必要がある。但し、定期株主総会で承認された直近２年度の財務諸表が取締役会による承認を得た報告書と一致していない場合、定期株主総会による承認を得た財務諸表を取得する必要がある。

（五）申請会社の公開説明書に記載されている会計科目の重大変動についての説明、会計士の永久保存資料における財務分析用資料及び推薦証券会社の評価意見など書類を基に、財務諸表の個別分析及び同業との間の総合分析を行い、財務状況及び利益能力などの推移及び異常な変動の有無を確認し、「財務資料総合分析表」（添付七）を作成する必要がある。

（六）財務諸表における勘定科目のうち、性質が特殊かつ多額の科目について、その発生原因及び重大な異常事情の有無を確認するため、会計士による調書のレビューをする必要がある。

（七）主務機関の通達により財務諸表の調整を行う、又は改善事項の改善状況を確認する必要がある。

（八）財務諸表の注記には採用する会計方針を明記する必要がある。中華民国の会計基準を採用せず財務諸表を作成する場合には、財務諸表の注記における二期の貸借対照表及び損益計算書の勘定科目と中華民国の会計基準に基づく財務諸表勘定科目の差異（重大な差異のある科目及び影響額を含む）の開示のレビューを行い、その監査状況及び結果を把握する。

九、申請会社の内部統制に関する声明書を調査し、会計士による無限定適正専門案件監査報告書を取得する。

②会計士による内部統制の監査作業における仕入・支払サイクル、販売・回収サイクルなどに係る調書のレビューをし、申請会社内部統制の整備及び運用状況を把握し、また内部統制専門案件の監査結果を得るための会計士による監査手続の適切性を確認する必要がある。

③投資持株会社は、グレタイ売買市場上場を申請する際に、監査担当会計士による各持株会社内部統制の監査作業及び結果について把握する必要がある。

十、申請会社の公開説明書の様式が、「有価証券の証券会社営業拠点での売買申請の公開説明書に記載すべき事項準則」及び関連法令の規定に基づき作成されているかを確認する必要がある。また、申請会社が中華民国弁護士を通じて作成した「法律事項確認表」のレビューをし、その異常事情の発生原因及び申請会社への影響を把握する。

十一、推薦証券会社による評価報告書の審査手続が「推薦証券会社の株式のグレタイ売買市場上場申請案件に対する評価審査手続」に基づき、行われていること、及び「推薦証券会社による評価報告書」（添付八）が「株式のグレタイ売買市場上場申請推薦証券会社による評価報告書に記載すべき事項要点」の規定に基づき作成されていること、並びに評価報告書の内容に具体的かつ明確な結論が含まれ、推薦証券会社の共同署名があることを確認する必要がある。

十二、推薦証券会社の以下の事項に基づく審査手続及び会社経営への影響に対する評価結果のレビューを行う必要がある。投資持株会社がグレタイ売買市場上場を申請する場合、各被投資会社に対する評価を行う必要がある。

（一）直近２年度及び申請年度における重大な労使争議の発生の有無

（二）直近３年内に安全衛生設備の不良による重大な労災の発生の有無。又は、申請会社が登記所在地の労工安全衛生関連法令に違反したため、法令により一部又は全部営業停止との処罰が科されたことの有無。

十三、推薦証券会社は、記載内容に虚偽又は隠蔽のないことを宣誓する声明書を提出する必要がある。

十四、申請会社の主務機関の通達による留意事項の有無を確認し、ある場合その発生原因、申請会社に対する影響、改善状況を把握する必要がある。

第二節　審査手続

十五、本センターはグレタイ売買市場株式第一上場の申請を受理する前に、「グレタイ売買市場株式第一上場申請案件の申請書類記録表」（添付九）を作成し、外国発行者から提出された書類の完全性を確認した後、申請を受理する。

十六、外国発行者がグレタイ売買市場株式第一上場を申請する際に、以下の財務諸表を提出する必要がある。

（一）直近２年度の会計士による監査済財務諸表。

（二）申請期日が四半期終了後の４５日を超過した場合、直近四半期の会計士によるレビュー済財務諸表を追加提出する必要がある。

②申請会社は、グレタイ売買市場売買申請日からグレタイ売買市場登録までの期間において、主務機関の所定期限内に第１四半期、第２四半期、第３四半期又は年度財務諸表、並びに本センターの所定インターネット情報申告システムからダウンロードされた公告必要事項の資料を四半期ごとに本センターへ書面にて申告する必要がある。但し、自主的に撤回した、又は却下された案件については申告する必要はない。

③申請会社は、前項の規定により申請年度の財務諸表を提出する際に、監査担当会計士及び推薦証券会社を通じて、会計士による調書及び推薦証券会社による評価報告書の更新資料など書類を添付して提出する必要がある。

十七、申請会社の産業状況を把握するため、本センターは「グレタイ売買市場株式上場申請案件についてのコンサルティング専門家の招聘及びコンサルティング意見の提供に係る作業要点」に従い、産業専門家によるコンサルティングを行う。

十八、推薦証券会社及び監査担当会計士について、本センターによる「推薦証券会社による評価報告書又は関連資料の不備に係る処理細則」又は「グレタイ売買市場株式上場申請案件に対する監査担当会計士の監査による不備に係る処理細則」に規定されている不備事項に該当する場合、申請案担当部門審査会議の決議を以って、決議の結果に基づき処理する。

十九、本センターは、書面審査により重大な異常を発見し、申請会社、監査担当会計士及び推薦証券会社の監査調書及びその他添付書類など資料を調査した際に、外国発行者が合理的に説明することができない場合、内部責任者から許可を受け、実地調査を行い、又は会計士又は専門機構を指定する。また、当会計士又は当専門機構が本センターの所定監査範囲で特殊調査を行った結果を本センターへ提出する必要がある。

二十、全ての調査事項、審査状況及び収集資料に番号及びクロス検索を付け、順番に整理し、調書（添付一～九）とする。また、そのフォルダーを作成し、最低５年間にわたって保管する。

二十一、調書が作成された後、審査の要点及び関連資料を基に、「審査報告書」（添付十）及び提案資料を作成し、グレタイ売買市場上場許可の取得可能性についてのアドバイスを当案件の審議時に参考として提出する。

②外国審査準則第１８条第②項又は第１９条第②項但書の規定を適用する場合には、これらの条例に係る事情を報告書の審査時の重要審査事項とする必要がある。

③審査の結果において、申請会社が外国審査準則第９条第①項各号のグレタイ売買市場上場不適格のいずれかの事情に該当する、又は同準則第二章第二節及び第三節に規定されているグループ企業及び投資持株会社に関する事情に違反する場合、これらの条例に係る事情を報告書の審査時の重要審査事項とする必要がある。また、審査報告書に、グレタイ売買市場上場の不許可又は総合考量によるグレタイ売買市場上場の許可についての明確な審査意見を記載する必要がある。

二十二、本センターのグレタイ売買市場株式第一上場申請に対する審査結果の表示方法について、申請会社の一定期間の財務、業務状況のみを表示し、財務と業務情報が十分に公開されることを中心としている。申請会社の品質を保証しないほか、推薦証券会社、監査担当会計士及び弁護士の機能及び地位に取って代わるものではない。グレタイ売買市場株式第一上場申請案件に対し以下の原則に準じて審査を行う。

（一）サービス精神により審査作業を行い、申請会社、推薦証券会社、監査担当会計士及び弁護士から提供された説明、資料及び監査意見書の内容について、隠蔽、欺瞞、錯誤、虚偽、又は関連法令及び本センターの規定に基づき内容を記載していないこと等重大な事情を除き、十分に信頼すべきである。

（二）申請会社、推薦証券会社、監査担当会計士及び弁護士が提供した説明、資料及び監査意見書の内容について、隠蔽、欺瞞、錯誤、虚偽、又は関連法令及び本センターの規定に基づき内容を記載していないこと等重大な事情がある場合、法により申請会社、推薦証券会社、監査担当会計士及び弁護士は自ら責任を負うほか、本センターの関連規定に従い処理した後、主務機関へ報告する、又は処理せず、主務機関へ直接報告する。

（三）審査作業及び関連監督を担当する本センターの人員は、本センターの「有価証券グレタイ売買市場上場審査員紀律規範」又は「有価証券グレタイ売買市場上場審議委員共同遵守事項」の規定に従い、超然、公正、客観の精神を持ち、本作業手続及び関連規定に基づき、必要な手続を行う必要がある。

第三節　審議委員会

二十三、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件が当月1日前に提出された場合、翌月の申請案件としてグレタイ売買市場上場審議委員会（以下、審議委員会）へ提出する必要がある。但し、本センターは審査のために総経理から承認を受けた後、審査期間を延期することができる。

二十四、申請会社は、審議委員会審議用審査報告書、提案資料及び申請会社の連結財務諸表をグレタイ売買市場株式第一上場申請案件の審査意見書及び質問表とあわせて、審議委員会開催日７日前に各審議委員のレビューに提出する必要がある。各審議委員は審査意見書及び質問表に列挙される各意見を会議開催日２日前に本センターへ提出する。同日の審議案件の会議開催回数、順番はグレタイ売買市場上場申請時の提出順番により手配されている。

②審議委員は、審議委員会開催日３日前から本センターで申請会社のグレタイ売買市場上場申請書類、会計士による監査調書、推薦証券会社による評価項目の調書及び本センターの審査作業調書等の資料を調査する。

二十五、審議委員会が会議を開催する際に、各審議委員のほか、本センターの審査員も出席する。

②審議委員会は、会議を開催する際に、申請会社、推薦証券会社、監査担当会計士又はその他弁護士などを質問の回答及び補足説明のため招待することができる。

③本センターは、審査報告書における重要な審査事項及び本センターの総合審査摘要意見を基に報告書を作成し提出する必要がある。また、審議委員による質問に応じる補足説明を提出する必要がある。

二十六、審議委員会は、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件を審議する際に、外国審査準則、関連法令及び提案資料等に基づいている。出席審議委員全員の三分の二以上がグレタイ売買市場上場申請案件を可決する場合、グレタイ売買市場上場が許可される。

②グレタイ売買市場株式第一上場申請案件が審議委員会の決議をもって許可された場合、案件の登録が完成した後、取締役会へ報告する必要がある。審議委員会による追加決議事項があった場合、期限内に関連補足資料の追加提出を申請会社へ書面にて要請した後に取締役会へ報告する。審議委員会の決議を以って、グレタイ売買市場上場が否決された場合、又は申請会社が本センターによる通知書に規定されている期限内に、或いは本作業手続の期限内に関連事項を処理又は補正していない場合は、総経理の承認を受けた上で申請会社へ書面にて通知し、そのグレタイ売買市場上場申請を却下する。

第四節　取締役会による決議及び主務機関への報告

二十七、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件について、審議委員会が「グレタイ売買市場上場同意書」を作成した場合、取締役会の承認を受けた後、案件を即時に登録する。取締役会による条件付決議事項がある場合、期限内に補正することを書面にて申請会社へ要請する必要がある。

二十八、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件について、取締役会の決議によって提供が求められる関連補足資料の取締役会への追加提出が必要である場合には、期限内に関連補足資料の提出を申請会社へ書面にて要請する必要がある。取締役会の決議により当案件を再審査するために審議委員会へ返送する場合、第２６条の規定を適用する。

二十九、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件について、公開説明書の内容が本センターの要請事項により補正された後、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件は許可を受けることができる。また、「証券会社営業所の有価証券売買管理細則」第９条の規定に基づき、グレタイ売買市場有価証券売買契約を主務機関へ提出する。

三十、（削除）

第五節　再審査申請

三十一、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件の再審査申請について以下の手続に基づき行う。

（一）審議委員会の決議を以ってグレタイ売買市場上場が否決された場合、申請会社は本センターによる通知書の発行日から２０日内に、再審査申請の理由書を作成し、関連資料を添付して本センターへ再審査の申請を提出することができる。

（二）申請会社の再審査申請の理由については、グレタイ売買市場上場が否決された理由に誤りがあることに限る。

（三）再審査申請案件について、本センターは具体的な意見を表示した後、審議委員会へ再審議のために提出し、また審議時、前回の審議委員会における質問応答事項をまとめ、審議委員へ参考に提供する必要がある。審議委員会は、再審査申請案件を審議した結果、その再審査申請の理由が不合理である、又は関連資料の調査によりグレタイ売買市場上場に不適合な事情があった場合、総経理の承認を受けた上で申請会社へ書面にて通知する。一方、その再審査申請の理由が合理的である場合、取締役会へ承認を受けるために提出する。

（四）再審査申請案件について、審議委員会は、その再審査申請の理由が不合理であると認定した場合、又は関連資料の調査によりその他のグレタイ売買市場上場に不適合な事情があった場合、申請会社は再審査の申請を再提出することができない。

（五）再審査申請案件について、審議委員会は、その再審査申請の理由が合理的であり、その他グレタイ売買市場上場に不適合な事情がないと決議した場合、申請会社の株式グレタイ売買市場上場を許可する。

（六）申請会社が再審査の申請手続において再審査申請を撤回する場合には、再審査未申請とみなされる。

（七）再審査申請案件に対する審査の内容について、元案件の却下理由又はグレタイ売買市場上場の否決理由に誤りの有無、審査期間以降のその他グレタイ売買市場上場に不適格な事情の有無に限る。当審査手続は本作業手続の関連規定に準じる。

三十二、グレタイ売買市場株式第一上場申請案件について、申請会社が自ら撤回した、又は審議委員会或いは取締役会の決議を以ってグレタイ売買市場上場が否決された場合、その撤回又は否決の理由が改善されたか、又は消滅したほか、推薦証券会社による評価の結果においてグレタイ売買市場上場に不適格な事情がない場合は、推薦証券会社による評価報告書全文、及び撤回以降の会計士による直近の年度又は中間連結財務諸表、取締役会による承認を受けた直近の年度又は中間連結財務諸表が提出された後、申請会社は、グレタイ売買市場上場を再申請することができる。

第三章　グレタイ売買市場株式での第二上場、

台湾預託証券及び債券の売買申請

三十三、グレタイ売買市場での株式第二上場、台湾預託証券及び債券の売買申請について、本センターは申請書を受理した後、担当者を指定し処理する。

三十四、本センターは、外国発行者の発行済有価証券のグレタイ売買市場売買申請を受理した後、申請書類及びその添付書類に対する書面審査を行う。その審査要点、手続及び期限は以下の通りである。

（一）外国発行者及びその預託機構による発行予定の台湾預託証券のグレタイ売買市場申請案件について

１．申請書類

（１）書類の完全性を確認し、「グレタイ売買市場での台湾預託証券売買申請書類チェックリスト」（添付十一）へ記入し、各管理階層によるレビューを受ける。添付書類が不完全である場合、期限内に補足することを要請する。期限内に補足書類が提出されていない場合、内部責任者の許可を受け、申請案件を却下する。

（２）預託証券の発行計画書に、主務機関により公布・施行された「外国発行者による有価証券の募集・発行に係る処理準則」（以下、処理準則）の規定に従い、必要な事項が明記されているか否かを確認し、「預託証券発行計画チェックリスト」（添付十二）へ記入する。

（３）外国発行者と預託機構と締結した預託契約に、処理準則の規定に基づき必要な事項及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「預託契約チェックリスト」（添付十三）へ記入する。

（４）預託機構と保管機構と締結した保管契約又はその他書類に、処理準則の規定に基づき必要な事項及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「保管契約又はその他書類チェックリスト」（添付十四）へ記入する。

（５）公開説明書に、処理準則の規定に基づき必要な事項及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「公開説明書チェックリスト」（添付十五）へ記入する。

（６）証券引受業者による評価報告書及び調書に、中華民国証券商業同業公会により制定された「証券引受業者による外国発行者の有価証券募集・発行に対する評価報告書に記載すべき事項要点」及び外国審査準則第２７条の１の規定に基づき必要な事項が明記されているか否かを確認し、「証券引受業者による評価報告書チェックリスト」（添付十六）及び「外国審査準則第２７条の１各号事情審査表」（添付十六の一）へ記入する。

（７）中華民国弁護士が主務機関の規定に従い提出した法律意見書及びチェックリストを確認した上で、「法律事項審査作業チェックリスト」（添付十七）へ記入する。

（８）上記（２）～（７）について、担当者は審査を行った後、各管理階層によるレビューを受ける。審査の結果、未記載事項又は記載不完全等の事情が発見された場合、期限内に修正することを要請する。期限内に修正されていない場合には、内部責任者の許可を受け、申請案件を却下する。

２．外国審査準則におけるグレタイ売買市場での台湾預託証券売買条件について

（１）担当者は産業を熟知している外部専門家に依頼し、コンサルティング事項表（添付十八）に基づき当該案件にコンサルティング意見を提示するよう求める。また、申請者のグレタイ売買市場売買申請書、添付書類及び上記コンサルティング意見を基に、外国審査準則第27条各号のグレタイ売買市場売買条件を満たしているか否か及び同準則第27条の１各号のグレタイ売買市場上場不適格のいずれかの事情に該当しているか否かを審査し、グレタイ売買市場売買条件審査表（添付十八の一）へ記入し、各管理階層によるレビューを受ける。

（２）本センターにより撤回された案件を除き、申請案担当部門の審査を受けた上で、グレタイ売買市場売買申請が許可されることになる。また、本センターは主務機関から承認を得るために申請者のグレタイ売買市場売買契約を主務機関へ届け出て、主務機関への申告が発効した後、そのグレタイ売買市場売買の旨を公告する。

（３）本センターは、グレタイ売買市場での台湾預託証券売買契約を主務機関へ届け出て主務機関から得た審査結果を毎月に取締役会へ報告する。

３．審査期限

本センターは、グレタイ売買市場での台湾預託証券売買申請の受理日から起算して４週間内に上記添付十一～十八の一の審査を完成し、各管理階層によるレビューを受ける必要がある。但し、特殊は状況では、審査期間の延長許可を申請することができる。

４．再審査申請

（１）本センターにより却下された案件について、申請会社は却下通知書の発行日から２０日内に本センターへ再審査の申請を提出する必要がある。

（２）申請会社の再審査申請の理由は案件が却下された理由に誤りがあることに限る。

（３）再審査申請案件について、その理由が不合理であると決議された場合、本センターは当案件を却下する。その理由が合理的であると決議された場合、本条第（一）、２、（２）の規定により処理する。

（二）グレタイ売買市場株式第二上場申請案件について

１．申請書類

（１）書類の完全性を確認し、「グレタイ売買市場第二上場申請書類チェックリスト」（添付十九）へ記入し、各管理階層によるレビューを受ける。添付書類が不完全である場合、期限内に補足することを要請する。期限内に補足書類が提出されていない場合、申請案件を却下する。

（２）株式発行計画書に、処理準則の規定に従い、必要な事項が明記されているか否かを確認し、「株式発行計画書チェックリスト」（添付二十）へ記入する。

（３）外国発行者と中華民国国内の代理機構との締結した代理契約に、処理準則の規定に基づき必要な事項及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「代理契約チェックリスト」（添付二十一）へ記入する。

（４）外国発行者と保管機構との締結した保管契約又はその他書類に、処理準則の規定に基づき必要な申請書類及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「保管契約又はその他書類チェックリスト」（添付二十二）へ記入する。

（５）公開説明書に、処理準則の規定に基づき必要な事項及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「公開説明書チェックリスト」（添付二十三）へ記入する。

（６）証券引受業者による評価報告書及び調書に、中華民国証券商業同業公会により制定された「証券引受業者による外国発行者の有価証券募集・発行に対する評価報告書に記載すべき事項要点」及び外国審査準則第２４条の１の規定に基づき必要な事項が明記されているか否か及び評価されているか否かを確認し、「証券引受業者による評価報告書チェックリスト」（添付二十四）及び「外国審査準則第24条の１各号事業審査表」（添付二十四の一）へ記入する。

（７）中華民国弁護士が主務機関の規定に従い提出した法律意見書及びチェックリストを確認した上で、「法律事項審査作業チェックリスト」（添付二十四の二）へ記入する。

（８）上記（２）～（７）の審査について、担当者は審査を完了した後、各管理階層によるレビューを受ける。審査の結果、未記載事項又は記載不完全等の事情が発見された場合、期限内に補正することを要請する。期限内に補正されていない場合には、申請案件を却下する。

２．外国審査準則におけるグレタイ売買市場第二上場申請案件に係る売買条件について

（１）担当者は産業を熟知している外部専門家に依頼しコンサルティング事項表（添付二十五）に基づき当該案件にコンサルティング意見を提示するよう求める。また、申請者のグレタイ売買市場売買申請書、添付書類及び上記コンサルティング意見を基に、外国審査準則第24条各号のグレタイ売買市場売買条件を満たしているか否か及び同準則第24条の１各号のグレタイ売買市場上場不適格のいずれかの事情に該当しているか否かを審査し、グレタイ売買市場売買条件審査表（添付二十五の一）へ記入し、各管理階層によるレビューを受ける。

（２）本センターにより撤回された案件を除き、申請案担当部門の審査を受けた上で、グレタイ売買市場売買申請は許可される。また、本センターは主務機関から承認を得るためにそのグレタイ売買市場売買契約を主務機関へ届け出て、主務機関への申告が発効した後、グレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

（３）本センターは、月ごとに外国発行者のグレタイ売買市場株式第二上場契約を主務機関へ届け出て主務機関から得た審査結果をまとめて取締役会へ報告する。

３．審査期限

本センターは、外国発行者のグレタイ売買市場株式第二上場申請の受理日から起算して４週間内に上記添付十九～二十五の一の審査を完了し、各管理階層によるレビューを受ける必要がある。但し、特殊な状況の場合、審査期間の延長許可を申請することができる。

４．再審査申請

（１）本センターにより却下された案件について、申請会社は却下通知書の発行日から２０日内に本センターへ再審査の申請を提出する必要がある。

（２）申請会社の再審査申請の理由は案件が却下された理由に誤りがあることに限る。

（３）再審査申請案件について、その理由が不合理であると決議された場合、本センターは当案件を却下する。その理由が合理であると決議された場合、本条第（二）、２、（２）の規定によりグレタイ売買契約を主務機関へ提出し主務機関から承認を受ける必要がある。

（三）グレタイ売買市場での外国発行者による債券売買申請案件について

１．外国政府及び国際組織は、発行済債券のグレタイ売買市場での売買について、主務機関から通知書を受けた後、本センターを通じて債券のグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

２．本目1の身分ではなく、また中華民国でその株式又は台湾預託証券が上場していない発行者が、発行した新台幣元建の外国債券のグレタイ売買市場売買申請案件について

（１）申請書類

書類の完全性を確認し、「外国債券グレタイ売買申請書類チェックリスト」（添付二十六）へ記入し、各管理階層によるレビューを受ける。添付書類が不完全である場合、期限内に補足することを要請する。期限内に補足書類が提出されていない場合、申請案件を却下する。債券発行計画書に、処理準則の規定に従い、必要な事項が明記されているか否かを確認し、「債券発行計画書チェックリスト」（添付二十七）へ記入する。外国発行者とその中華民国国内の代理機構との締結した代理契約に、処理準則の規定に基づき必要な事項及び中華民国弁護士による意見が明記されているか否かを確認し、「代理契約チェックリスト」（添付二十八）へ記入する。公開説明書に、処理準則の規定に基づき必要な事項が明記されているか否かを確認し、「公開説明書チェックリスト」（添付二十九）へ記入する。

上記の審査について、担当者は関連チェックリストへ記入した後、各管理階層によるレビューを受ける。審査の結果、未記載事項又は記載不完全等の事情が発見された場合、期限内に補正することを要請する。期限内に補正されていない場合には、申請案件を却下する。

（２）外国審査準則におけるグレタイ売買市場での外国債券の売買条件について

そのグレタイ売買申請書及び添付書類を基に、外国審査準則第34条各号のグレタイ売買市場売買条件を満たしているか否かを審査し、グレタイ売買条件審査表（添付三十）へ記入し、各管理階層によるレビューを受ける。書面審査の結果、申請書類が完全で、グレタイ売買市場売買条件を満たしており、各管理階層によるレビューの結果においても内容に誤りがない場合、新台幣で取引する債券の発行によるグレタイ売買市場売買申請案件について、本センターは、「当債券グレタイ売買市場上場申請案件が主務機関から承認を得たため、本センターは申請者の発行した債券のグレタイ売買市場売買申請を許可する。但し、申請者が当許可書の発行日から３０日内に、主務機関へ公開発行の申請を提出していない場合、当許可書は失効する。」との文章が明記されているグレタイ売買市場売買の許可書を発行する。申請者は当許可書により主務機関へ公開発行を申請する。本センターは、外国発行者の債券のグレタイ売買申請案件に係る許可書の発行状況をまとめて取締役会へ毎月に報告する。

３．本目1及び本目2に記載するグレタイ売買市場株式での第一上場及び第二上場の会社ではない会社が、発行した新台幣元建の外国債券のグレタイ売買市場売買申請案件について

（１）発行者は発行した新台幣元建の外国債券のグレタイ売買市場売買の許可書を本センターに申請する場合、その記載必要事項を明記する新台幣元建の外国債券のグレタイ売買市場上場許可の申請書及び添付書類を本センターへ申請する。本センターの審査により、グレタイ売買条件に適合するものについて、本センターは、「当債券グレタイ売買市場上場申請案件が主務機関から承認を得たため、本センターは申請者の公開発行した債券のグレタイ売買市場売買申請を許可する。但し、申請者が当許可書の発行日から３０日内に、主務機関へ公開発行の申請を提出していない場合、当許可書は失効する。」との文章が明記されているグレタイ売買市場売買の許可書を発行する。申請者は当許可書により主務機関へ公開発行を申請する。

（２）発行者はその発行した新台幣元建の外国債券のグレタイ売買市場での売買を本センターに申請する場合、本センターの審査により許可された後、そのグレタイ売買市場での売買を公告し、取締役会へ報告する。また、初度申請者の場合、本センターは当該発行者と締結した有価証券グレタイ売買契約書などの書類を別途添付し、主務機関へ提出する。

４．審査期限

本センターは、外国発行者債券のグレタイ売買市場での売買申請の受理日から起算して１０営業日内に上記添付二十六～三十の審査を完成し、各管理階層によるレビューを受ける必要がある。但し、特殊な状況下では、審査期間の延長許可を申請することができる。

三十五、推薦証券会社が中華民国証券商業同業公会へ引受売出約定書及び公告内容を提出すると同時に、本センターへ副本にて通知する必要がある。本センターは各証券会社及びその他関連部門へ書面にて周知し、グレタイ売買市場売買の準備作業を手配するよう指示する。外国発行者は、引受作業が完了した後３日内に、台湾預託証券のグレタイ売買市場上場申請書（添付三十一）及び持分分布表（添付三十一の一）を本センターへ提出し、グレタイ売買市場売買の期日について本センターと打合せる必要がある。当期日は申請会社から本センターへの通知書の発行日から最低２営業日以上の期間をおく必要がある。本センターによる審査の結果、グレタイ売買市場売買条件を満たしている場合、グレタイ売買市場での売買の公告を行い、主務機関へ書面にて報告する。審査の結果、グレタイ売買市場売買条件に該当していない場合、関連書類を主務機関へ提出する必要がある。

三十六、外国発行者及びその委託代理機構又は預託機構の発行予定外国有価証券について、台湾証券取引所から上場許可書を取得し、主務機関から発行許可も取得している場合、その引受作業が完了した後、以下の書類を添付して本センターへ申請を提出する必要がある。

（一）台湾証券取引所による上場許可書のコピー

（二）主務機関による発行許可書のコピー

（三）外国有価証券の所有者の持分分布表

②本センターによる審査の結果、グレタイ売買市場売買条件を満たしている場合、申請者は当外国株式グレタイ売買市場売買申請書、台湾預託証券グレタイ売買市場売買申請書又は外国債券グレタイ売買市場売買申請書及び関連添付を提出し、各管理階層によるレビューを受ける。レビューの結果、誤りがない場合には、正式グレタイ売買契約を締結し、上記の提出書類と共に主務機関へ提出する。審査の結果、グレタイ売買市場売買条件に該当していない場合、当案件を却下した上で、主務機関へ副本にて報告する。

第四章　グレタイ売買市場での増資による新株の売買申請

三十八、グレタイ売買市場株式第一上場会社による中華民国国内での株式募集及び発行の申請について、書面審査の結果、申請書類が完全で、外国審査準則第４条第①項第三号及び第六号の規定に適合している場合、本センターはグレタイ売買市場売買の許可書を発行する。申請者は当許可書により主務機関へ株式の公開発行を申請することができる。

三十九、グレタイ売買市場株式第一上場会社が中華民国国内で現金増資による新株及びその後の無償株式配当のグレタイ売買市場上場を申告する場合、本センターは、その関連書類の完全性を確認した上で、外国審査準則第３０条及び第３１条の規定に従い、そのグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

四十、グレタイ売買市場株式第一上場会社が中華民国国内で募集を行い新株を発行する際に、株式購入金納付証憑によりグレタイ売買市場上場を申請する場合、主務機関による承認を得た増資案件で株式代金全額を回収した後の１５日内に、新株権利証書によりグレタイ売買市場上場を申請する場合、増資案件の主務機関による承認を得た後又は申告発効後の１５日内に、本センターへ申請する。本センターはその申請書類の完全性を確認した後、外国審査準則第３０条及び第３１条の規定に従い、そのグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

四十一、グレタイ売買市場株式第一上場会社が中華民国国内で募集を行い発行した転換可能社債の債券株式交換権証書によりグレタイ売買市場上場を申請する場合、本センターは第一グレタイ売買市場上場会社の初回提出の申告書に基づきそのグレタイ売買市場上場の旨を公告する必要がある。その後、第一グレタイ売買市場上場会社が転換を申請する場合、本センターはその転換状況を月ごとに公告する必要がある。

四十二、外国発行者及びその代理機構又は預託機構が、現金増資により発行したグレタイ売買市場売買中の株式又は台湾預託証券の権利義務と同様である株式又は預託証券のグレタイ売買市場での売買を申請する場合、又は外国発行者が発行済株式によってグレタイ売買市場売買中の台湾預託証券の権利義務と同様である預託証券の発行へ参与し、当預託証券のグレタイ市場での売買を申請する場合、本センターは提出された各申請書類の完全性を確認し、以下各号のいずれの事情にも該当しなければ、グレタイ売買市場売買の許可証明書類を発行する。申請者は、主務機関への申告が発効した後、本センターへ「追加発行外国株式又は台湾預託証券の株主への配分に係る情報を本センターの所定インターネット情報申告システムへ入力した」との証明書類を取得した後、本センターを通じてグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

（一）外国審査準則第24条第①項第四号又は第27条第①項第四号の規定に該当しない。

（二）直近1年内において本センターの重大情報に関する条項の規定に違反した重大な行為がある。

（三）申請日前1ヶ月にその取引価格の変動が異常である。

（四）直近1年内において登記所在地又は上場所在地の法令規定に違反した重大な行為がある。

②外国発行者及びその預託機構が一括申告によってグレタイ売買市場売買中の台湾預託証券の権利義務と同様である預託証券の発行へ参与し、当預託証券のグレタイ売買市場での売買を申請する場合、前項各号のいずれかの事情に該当しないほか、「外国発行者による募集及び有価証券の発行に係る処理準則」第39条第①項各号の条件に該当する必要がある。上記の条件を満たした場合、本センターはグレタイ売買市場売買の許可証明書類を発行し、主務機関へ申告して発効した後にそのグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

③外国発行者及びその代理機構又は預託機構が、現金増資により新株を発行した時の株主優先引受権、又は無償株式配当、或いは発行済転換可能社債、ストックオプション付き社債又はその他持分転換可能な各種有価証券等の転換又は引受により追加発行したグレタイ売買市場売買中の株式又は台湾預託証券の権利義務と同様である株式又は預託証券のグレタイ売買市場での売買を申請・申告する場合、本センターは、その追加発行の外国株式のグレタイ売買市場売買申告書又は追加発行の台湾預託証券のグレタイ売買市場売買申請書及び添付書類の完全性を確認した上で、そのグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

④外国発行者及びその預託機構が交換限度額内、又は一括申告した発行予定期間における発行単位内で再発行したグレタイ売買市場売買中の台湾預託証券の権利義務と同様である預託証券のグレタイ売買市場での売買を申請する場合、本センターは提出された各書類の完全性を確認し、外国審査準則第33条の規定に従いそのグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

⑤外国発行者の参与により発行された台湾預託証券がグレタイ売買市場売買とされている場合で、当外国発行者の株主が所有している発行済株式によって中華民国国内で台湾預託証券のグレタイ売買市場売買の申請を預託機構へ委託し、以下各号の条件を満たす場合、本センターは提出された各書類の完全性を確認した上で、グレタイ売買市場売買の許可証明書類を発行し、預託機構による主務機関への申告が発効した後、そのグレタイ売買市場での売買の旨を公告する。

（一）当外国発行者は第①項各号のいずれかの事情に該当しない。

（二）グレタイ売買の申請単位は500万単位以上である。

（三）当外国発行者が委託する預託機構及び保管機構は同一機構である。

（四）当台湾預託証券は、当外国発行者の参与により発行された台湾預託証券が表す株式の権利義務と同様である。

第五章　附則

四十三、本作業手続は主務機関の承認を受けた上で施行される。改定時も同様である。作業手続における関連添付の追加・削除又は修正は、本センターの総経理による承認を受けた上で施行される。